

令和6年度加古川市肝炎ウイルス検診個別再勧奨事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市肝炎ウイルス検診個別再勧奨事業として、平成23年度から平成27年度にかけて40・45・50・55・60歳を対象に実施し、加古川市肝炎ウイルス検診個別再勧奨事業として、平成30年度から令和2年度にかけて43～64歳を対象に実施したが、いまだ約8割が未受診であることを鑑み、肝炎ウイルス検診未受診者への個別再勧奨を実施するものである。それにより、検診の重要性の認識と受診の動機付けを醸成、向上させること、さらに検診を受診する際の個人負担金を市が負担し、検診を受診しやすい環境整備を行うことにより、自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識させるとともに、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関で受診することにより、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減又は進行の遅延を図ることを目的とする。

(個別再勧奨対象者)

第2条 個別再勧奨対象者は加古川市住民基本台帳に記録のある者のうち別表に該当し、かつ過去に肝炎ウイルス検診（以下、「検診」という。）を受診していないものとする。

(検診台帳の整備)

第3条 前条に規定する個別再勧奨対象者を適正に管理するため、令和6年4月20日を基準日として検診台帳を作成する。

2 検診台帳には、対象者の氏名、年齢、住所及び肝炎ウイルス検診受診の有無等（以下、「記載事項」という。）を記載する。

3 第1項に規定する基準日から令和7年2月28日までの間に、新たに加古川市住民基本台帳に記録された者で、第2条に該当するもののうち、検診の受診を希望するものについて、適当と認めた場合には検診台帳に記載事項を追記する。

(再勧奨の実施)

第4条 前条第1項の検診台帳に記載のある者に対し、通知の送付により検診の受診について再勧奨を実施する。

(検診受診対象者)

第5条 検診受診対象者は、前条の規定に基づき再勧奨を受けた者のうち、加古川市が検診を委託する実施機関（以下「検診実施機関」という。）で検診申し込み日において検診未受診であり、検診を受診する日において、加古川市住民基本台帳に記録のあるものとする。

2 検診実施機関は、運転免許証等の本人を確認できる身分証明書を以て、検診受診対象者の確認を行うものとする。

(検診受診期限)

第6条 検診受診期限は、令和7年2月28日とする。ただし、検診実施機関の都合により受診できなかった者については、受診期限までに申し込みをした旨の確認が取れた場合に限り、3月中の受診を認めるものとする。

(個人負担金)

第7条 第5条に規定する検診受診対象者が検診を受診するために必要な個人負担金は、

令和6年度加古川市健康診査等実施要領に定める。

2 検診実施機関は、第2条に該当する者が検診実施機関において検診を受診する場合、検診にかかる個人負担金については検診受診者に請求しないものとする。

(請求及び支払い)

第8条 検診実施機関は、前条の個人負担金相当額について、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に、当該検診実施機関に対し個人負担金相当額を支払う。

(個人負担金相当額の返還等)

第9条 市長は、偽りその他不正の行為によって、要綱による検診受診対象者ではないことが認められたときは、その者から負担した金額の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

年齢	生年月日
45歳	昭和54(1979)年4月1日～昭和55(1980)年3月31日
50歳	昭和49(1974)年4月1日～昭和50(1975)年3月31日
55歳	昭和44(1969)年4月1日～昭和45(1970)年3月31日
60歳	昭和39(1964)年4月1日～昭和40(1965)年3月31日
70歳	昭和29(1954)年4月1日～昭和30(1955)年3月31日